

## 令和7年9月定例会 県土都市整備委員会（急施議案）の概要

日時 令和7年9月24日（水） 開会 午後1時1分  
閉会 午後2時2分

場所 第9委員会室

出席委員 柿沼貴志委員長  
戸野部直乃副委員長  
栄寛美委員、松本義明委員、宇田川幸夫委員、細田善則委員、齊藤邦明委員、  
高橋政雄委員、木村勇夫委員、中川浩委員、諸井真英委員

欠席委員 なし

説明者 [下水道局関係]  
北田健夫下水道事業管理者、吉田薰下水道局長、西村憲一下水道局副参事、  
豊野和美下水道管理課長、橋本翼下水道事業課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第106号	令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算 (第2号)	原案可決

#### 2 請願

なし

### その他

- ・第106号議案について附帯決議を付することを決した。

### 【付託議案に対する質疑】

#### 栄委員

- 1 補償費について伺う。説明資料の中、下水道管の破損及び道路陥没への対応に係る部分だが、今回補正を組むに当たり、補償費はどのように見積もり、この予算額となっているのか、予算計上した補償の内容とともに答弁をいただきたい。
- 2 財源の考え方について伺う。資料のとおりであると、財源、企業債10分の10という形になっているが、結局のところこれが、流域の市町に負担のしわ寄せが行くようになると、非常に市町も苦しい厳しい財政状況であるから、流域負担についてはどのように考えられているのか伺う。
- 3 県道で発生した八潮道路陥没事故、被害を受けた住民の方々、また事業者の方々に対して、今後も是非とも丁寧に向き合っていただきたいと考えるが、県としての考え方についてお示しいただきたい。

#### 下水道局副参事

- 1 補償の対象として、200メートル以内、それから交通規制区域内の事業者ということで、事業者がその区域内に90事業者ある。個人の住宅に関しては、419世帯あるので、これが基準になり積算をしている。まず、営業補償については、この90事業者に対しての金額であり、これまで収用補償に関して敷地を貸していただいている事業者に対し、既に補償の交渉を進めているので、その中で参考になる金額をベースに、90事業者で積算をしている。電気代等の補償についても、事前に近隣の住民の方からこれだけ月に増額をしている、という相談を受けているので、それをベースに平均とし、金額を419世帯と90事業者分について積算をしている。家屋調査についても、既に陥没箇所から50メートルのところについては、家屋調査を進めていたので、こちらの平均値を活用し積算をした。脱臭機については、90事業者、419世帯に対して2台ずつ配布するということで、おおむね900台分の積算をしている。その他の補償については、世帯の人員の平均が3人世帯と想定し、419世帯について積算をしている。
- 3 繼続的な支援について、工事についてはいまだ続いている。今後も新たな被害が生じることも考えられるので、補償については継続的に考えていきたい。また、既に補償の受付を開始しているが、この補償に足りない部分というか、新たに個別に相談があれば、それには丁寧に対応していきたいので、まず相談をいただきたい。

#### 下水道管理課長

- 2 今回の下水道管の破損及び道路陥没への対応の補償費等の補正額7億8,000万円は、財源の全額が企業債である。企業債の償還に当たっては、元利償還金のうち約4.4%が地方交付税で措置され、残りの約5.6%、約5.3億円、元金と利息合わせてになるが、それについて一般論としては、流域下水道事業の維持管理負担金として、市町に負担をいただくことになる。これについてだが、企業債の償還を年利2.1%で、20年間掛けて償還する試算をすると、中川流域の処理水量1立方メートル当たりの維持管理負担金単価への影響は、約プラス0.15円の増額となる。下水道管の破損及び道路陥没への対応に係る費用については、受益者負担としてよいのか、国民的な議論が必要であると考えているので、県としては引き続き国に働き掛けを行い、可能な限り住民の皆様の負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えている。なお、今後、補正予算で国

庫補助金が交付決定された際には、財源更正を行い、企業債の負担の軽減を行いたい。

### 松本委員

- 1 全国特別重点調査の結果を踏まえた改築工事の関係について、今回の調査において要対応箇所は漏れなく対応工事をすることで認識をしているが、その財源、先ほど一部説明があったが、国からの要請に基づいているものであるため、そのようなことも踏まえて、この財源がどうなっているのか伺う。
- 2 この事業は八潮市の事故を受けてというような中で、対策工事は一刻も早く行うべきと考えるが、スケジュールについてお示しいただきたい。

### 下水道事業課長

- 1 工事の財源について、下水道施設の建設改良事業には国庫補助制度があるが、現時点では国からの内示がないため、財源は工事負担金2分の1、企業債2分の1としている。ただ委員のおっしゃるとおり、国からの要請に基づくものであるため、今後想定される経済対策や国土強靭化実施中期計画等に伴う国の補正予算、これを視野に入れ、積極的に国に要望してまいりたいと考えている。
- 2 対策工事のスケジュールだが、議会でお認めいただいたら速やかに発注したいと考えている。具体的には、補正予算の議決をいただき次第、速やかに道路管理者と協議を開始し、並行して現場状況の確認測量、材料手配などの準備工に着手してまいりたいと考えている。10月末までは管内の水位が高く、施工が困難な出水期であるため、11月以降順次速やかに対策工に着手し、令和8年3月までの完了を目指している。

### 宇田川委員

先ほどの栄委員の関連で質問させていただきたいが、今日の共産党の質疑の中にもあった、半径200メートルの定義というか、答弁と少し食い違っていることがあり、少しフォローするわけではないが、想定されるのは200メートルだが、それ以外の人たちに対しても、この補償の相談であったり、いろいろなことを受け付けてきているわけで、それを私もしっかりと見ているので、説明の仕方というか、今回は一定の200メートルというところはあったとしても、それ以外の方たちにも丁寧に対応しているということを、しっかりとお伝えしないと誤解があるので、その辺りを訂正するのか、もう一度答弁いただきたい。

### 下水道局副参事

補償に関しては、8月22日から説明会を行い、25日から受付を開始している。その中でおおむね200メートル以内、それから交通規制区域内の事業者ということで案内をしているところだが、それ以外に、区域外の方でも実際に被害に遭われているということであれば、その方々についても丁寧に対応をさせていただいているため、まずは相談いただきたい。

### 宇田川委員

もっとはっきりと言ってほしいのだが、200メートルなどではなく、今困っている人たちに対して、できるだけ寄り添って相談に乗っているということを、そこをしっかりと言っておかなければ、200メートルの範囲だけなのではないか、というように取られてしまう場合がある。だから、そこはフォローするわけではないが、しっかりとお伝えした

方が良いのではないかということである。もう1回答弁をいただきたい。

### 下水道局副参事

補償の対象区域以外の方からも相談があれば、丁寧に対応をしている。できる限り地域住民の方々の声を伺い、丁寧に寄り添う形で対応させていただければと思うので、相談いただきたい。

### 戸野部副委員長

補償の件についてお伺いする。昨日、八潮市の陥没現場から50メートル、あるいは70メートルのところに住む住民の方々とお会いし、直接被害状況についてのお話を伺ってきた。実際に生の声を聞くことは初めてであったが、予想を超える厳しい状況であると感じ、衝撃を受けたところである。被害に遭われている方々の思いを基に、5点質問をさせていただく。

- 1 まず、地域の方々の深刻な訴えの一つ、臭気についてである。県の対応の報告を伺うと、かなり収まりつつあるのかと思っていたが、現場周辺の方々は、現在もひどい臭気が続いて悩んでいると訴えていた。特に、夜間から早朝にかけてはひどいとの訴えがあった。次に、健康被害である。臭気があるということは、硫化水素が家中まで入り込んでいるということを受け止めている。具体的には血圧の低下、頭痛、ぜんそくといった症状が現れているということであった。これは命に関わる大変な事態であると受け止めている。仮に健康被害が起きているのであれば、大変な問題になると思っている。健康被害に加え、物にも被害が及んでいる。駐車場に停めてある自動車のバンパーやドアミラーなど、金属部分がさびてしまっていた。写真を見せていただき、本当にひどい状況であると受け止めた。家の中においては、2階が水回りのお宅であったが、シャワーの金属部分などがさびてしまい、驚いたことに、アクセサリー類などはたった3日で貴金属が真っ黒に変色してしまったということで、これも現物を見せていただき大変に驚いた。そこで伺う。健康被害については、今回の補償金の対象になっていない。健康被害についても何らかの補償が今後必要となる可能性があると考えるが、どのように対応するのか伺う。
- 2 健康被害が発生しているかどうか正確に判断するためにも、現場周辺の家の中にある硫化水素濃度をしっかりと測定する必要があると考える。その上で、健康への影響について判断すべきである。一般的には10 ppmを超えると人体に影響があると言われている。硫化水素は水と反応しやすいために、10 ppmを超えると目に影響し始め、喉や気管の粘膜にも反応すると伺っている。周辺200メートル以内の家屋内の濃度測定をすべきと考えるがいかがか。
- 3 自動車などのさびのほかに、パソコンなど精密機器にも影響が出ているということであった。物質的損害についても補償の対象に加えるべきと考えるがいかがか。
- 4 補償申込書の裏面にある文言について、最後の承諾事項の中に、「この申込書に係る補償の契約を締結した後は、この契約に基づくもののほか一切請求しないものとする。また、この申込書に係る補償の契約に関し、第三者との間で問題が生じた場合は、申込者がその責任と負担において解決するものとする」と記載されていた。この申込書にサインをしてしまったら全て終わりなのではないか、そのような不安があるとおっしゃっていた。先ほど、栄委員への答弁では、継続的、また個別に対応していくというような話があった。例えば、後になり健康被害が明確になったとしても、もう既に申込みをしましたら補償を求められないのではないかと、今回補償を求めるこことをためらって

しまうという声も聞いている。申込書にある文言についてその意味を伺う。また、後で何らかの被害が発生した際、追加で補償を求めることができるのかどうか、お答えいただきたい。

5 補償に際し、個別の相談に応じていくと先ほども話があった。その際、相談があれば来ていただきたいというような、また電話をいただきたいというような、県の方が受け止めている、そっちからこっちに来なさいというような状況で、そのような対応にも何らかの不満を感じている住民の方がいる。一軒一軒訪問し、個別の状況を把握し、相談に応じていく、そのような寄り添いも必要ではないかと考える。対象となる全ての419世帯、時間を掛けてでも全て訪問すべきと考える。是非実施していただきたいと考えるがいかがか。

## 下水道局副参事

- 1 健康被害については、これまで近隣住民の方々にもお伝えしているが、疾病等の因果関係が明らかであれば補償の対象になっている。この場合、個別に相談に応じながら、補償の範囲や金額を判断していくものと考える。住民の方からは、血圧が下がったとか頭痛がするという相談を受けており、その中でしっかりと対応しているので、引き続き相談いただきたい。
- 2 近隣の住民からの家屋内の硫化水素の測定については、要望もこちらでもしっかりと聞いている。現在、硫化水素測定器を調達し、近くの家屋から距離別に測定器を置かせてもらいたく調整を始めさせていただく予定である。硫化水素中毒の発症のおそれがある濃度、先ほど10 ppmと話があったが、測定をさせていただき、その結果を住民に周知をしながら進めていきたい。
- 3 近隣の住民や事業者の方から、既に自動車のメッキ部品等のさびだとか、それから家屋内にあった銅のポットだとか、アクセサリー類が黒くさびた、また浴室の金具もさびが生じているという話は伺っている。最初に住民の方から相談のあった車のエンブレムのさびについては、試験分析機関に調査をお願いしたところ、新品のエンブレムと比較し、硫黄成分が30倍から100倍の値が検出されたとあった。このことについて、大学教授などの専門家に見解をお伺いしたところ、一般論として硫化水素は金属を腐食させる、硫化水素が金属等に影響を与えた可能性がある、濃度に関係なく少しでも硫化水素が接触した場合、さびが生じる可能性は否定できないと意見を頂いた。このことから、近隣住民や事業者の方々の自動車メッキ部品等のさびについては、硫黄分を含む物質の影響であると推測がされ、それが現場から発生する硫化水素であることは否定できないと考えている。については、自動車のメッキ部品等に関し、そのほかの補償とは別に補償を検討していかなければならないと考えているところである。そのほか、パソコンや家電等の影響という話もあった。これについても、その因果関係などをしっかりと把握し対応していきたい。
- 4 申込書の承諾事項については、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱に定められた補償契約書の様式の中にある、今回の補償について、双方が合意の上でしっかりと補償の手続を行うという意味合いのものである。このことから、それぞれの補償については、同じ補償であれば追加の補償はないということであり、個別に異なる被害が生じている場合は別の補償になるとを考えているので相談いただきたい。
- 5 地域住民からの相談については、これまで個々に寄せられている相談に対して、必要に応じて訪問させていただき、その影響等を実際に確認させていただいている。今後も、電話相談窓口や八潮新都市建設事務所に相談があれば丁寧に対応させていただきたい。

いと考えている。まずは、電話相談窓口にお問合せいただきたい。

### **戸野部副委員長**

本当に丁寧にこれから寄り添っていくというような思いでいる、ということは伝わってきたが、例えば、物的損害について、そのほかの補償とは別に対応していく、検討していくというようなことであった。このことを住民の方は存じ上げないのだと思う。それでも本当に作業の負担などを考えたときに、いち早く補償してもらいたいという思いで、申込申請書類をそろえて申請をしようと思っている方も中にはいると思う。その後に、「いや、もうそれはサインがあるので」や「ここまで対応であなたのところはこのようになるので」と冷たい対応を取らないとは信じているが、本当に様々なことがあるので、申請書を受け取る際、それまでにも、本当に丁寧に訴えに漏れがないかという対話が必要になると思う。書類がそろったから受け付ける、本人がそれで良いと言っても、本当に漏れがないのかというところの確認をすべきと考えるがいかがか。

### **下水道局副参事**

補償の申込みに際しては、今後も漏れがないかということは、しっかりと我々も周知をしているつもりではあるが、忘れててしまっていたり、聞いていないこともあるかと思うので、丁寧に様々な周知の媒体を通して取り組んでいきたいと思っている。また、個々に相談があれば、その辺りも踏まえ、ほかに何かあれば相談していただきたいということで、寄り添った対応を心掛けていきたい。

### **諸井委員**

- 1 まだ始まっていないからか分からないが、分かりにくい話が多いと思っているが、7億8,000万円ということで出しているが、根拠について何件ということで伺ったが、追加ということは考えているのか。この先のことはどのように考えているのか。
- 2 個別に様々な相談を受けるということで、被害者にしっかりと寄り添って話を聞いて対応していただければと思うが、一方で、このようなものは、線引きがどこまでがオッケーで、どこからが駄目なのかというのが、少し分かりにくいところがあるというか、その外に出た人から不満が出やすいというようなことはあるので、この辺りについて事後的に監査するとか、あるいは外部、第三者的な人がしっかりと監査するとか、そういうことは考えているのか。

### **下水道局副参事**

- 1 先ほど説明させていただいたとおり、90事業者、419世帯というところで、予測で積算をさせていただいたところである。実際に補償の申込みがあり、足りなくなる場合には、また追加の補正をお願いさせていただく。
- 2 現時点では、そのようなところまでは考えていない。必要に応じて、この辺りは対応していきたいと思っている。

### **中川委員**

- 1 八潮の陥没の財源について、先ほど課長からの答弁で市町の負担になるという話があったが、そもそもこの陥没事故は、長寿命化計画にのっとってやってきた前提で、県の管理だったはずであり、国が一つ、どのような規模でお金を出すかは分からないが、県庁の姿勢として、最大限、国に財源を求めて住民負担を軽減していきたいというような

ことでよいか。その上で、今後、県庁内で議論していただきたいのは、事業会計、特別会計という成り立ちは分かるが、そもそもこのような物価高、あるいは右肩上がりではない時代を想定して事業会計というものがあるわけではなかったので、国が100%出さないのであれば、低所得者への対応を含めて一般会計からの繰出しありも検討していただきたいと思うがいかがか。

- 2 先ほど地元の宇田川委員からも質疑があつたが、200メートルの範囲外の事業者で、私も現場に行ったり、地元の方と長い時間話を伺っている中で、事業が立ち行かなくなっていることをとても心配され、先日も350メートル離れたお店で2割の収入減だというような報道があつたが、現時点において、200メートル以上の事業者の相談が何件ぐらい寄せられていて、その内何らかの決定をした件数が何件あるのか、これは明らかにしていただいた方が安心して相談ができると思うので、実情をお答えいただきたい。
- 3 硫化水素の調査だが、これまで打合せさせていただいた段階では、貸し出し、あるいは使おうと考えている、検出限界が0.1というような検出限界でお考えのようだが、住民の方と話をしていると、私は住んでいないので住んでいる方の立場を尊重すると、精神的苦痛というものをどう責任者として数値化していくかということを考えたときに、住民の方は0.00幾つというような調査器も可能なのではないかとおっしゃっているが、打合せをした後のその後の検討状況はいかがか。

#### **下水道管理課長**

- 1 委員がおっしゃるように、国には引き続き財源措置を求めていくことにしている。補償関係の9月補正の財源は全額企業債としており、9月補正でお願いしている補償分の建設改良事業費だが、財源は基本的には国庫補助金、それから企業債と工事負担金が原則であることから、一般会計からの繰入れではなく、国に対して引き続き補助を要望し、国庫補助が確実となった場合に財源更正を行いたいと考えている。

#### **下水道局副参事**

- 2 現時点では正確な数字は申し上げられないが、200メートルの範囲外からの相談については、私の感覚でしかないが10件以上20件未満の相談が寄せられている。現時点では補償に手續が進んでいるものはない。
- 3 現時点では測定器の調達をさせていただいているのは、0.1から100ppmまで測れるものである。住民の方からの要望もあり、24時間計測可能な測定器を、現場から距離が異なる家庭内の方に置かせていただく予定である。委員御指摘の0.1未満の測定ができるものについては、10ppmまでしか測ることができないものであった。労働安全基準、酸素欠乏症等防止規則においては、硫化水素中毒になる濃度の基準値が10ppmであるので、健康被害を心配、不安等されている住民の方においては、この上限の値を超えることも考えられるので、この上限値を超える値まで検出できる測定器の方が良いと考え、100から0.1ppmまで測れるものとさせていただいた。

#### **中川委員**

- 1 財源について管理者にお尋ねするが、県では原因究明が終わっていない中で、一般会計からの繰出しありは考えていないと言い切ってしまうのはどうなのかなと思っている。原因が県にあった場合など、そういうことも踏まえて、別に今すぐ一般会計から繰り出していただきたいと申し上げているわけではなく、住民負担ができるだけ増えないように、一般会計も含めて検討いただけるかと尋ねているので、その確認をする。

- 2 事業者に対して、200メートルを超えた範囲の補償は、まだできていないというような話であったが、早くしてどれぐらいの時間軸で決定なり支給、何が適当な時間軸なのか、時間軸の感覚を教えていただきたい。
- 3 調査の機材だが、もちろん10ppmが測れる方が良い。ただ事故現場から一番近いお宅で0.1が出なかった場合、うちは0.0幾つなのだというような、1回納得したいと思っている、一息つきたいという部分では、感覚的なものよりも数値がものをいうと思うが、0.0を下回る部分の機材の調査はお考えいただけないか。

#### **下水道事業管理者**

- 1 財源を国に求めるることはもちろんお願いするつもりであり、市町の負担ができるだけ少なくなる方策については我々も考えているつもりである。ただ、先ほど原因究明の中でというお話があったが、仮定の話というか、今後いかなる対応が必要となるか現時点では不明確だと思うので、それについては、ここでの発言は控えさせていただければと思う。

#### **下水道局副参事**

- 2 現時点では、補償ができるという判断に至っていないところである。補償ができると判断に至ったのならば、時間軸としては、審査等に多少時間をいただきたいと思っているので、3か月ほどいただければと思っている。できる限り速やかに対応はしていきたいと思っているが、そのようなことになる。
- 3 実際現場の外に置かせていただいている測定器も0.1までの測定器であるため、現時点ではそれに合わせた測定器と考えている。0.1未満の測定器は、現在は検討はしていない。

#### **中川委員**

先ほど管理者が答弁いただいたことで、私と同じ考え方の部分があるのは、現時点での原因が分かっていないので、そのような意味で、一般会計からの繰出しを考えていないと断定をしないでという意味合いで申し上げたところである。それから2点目の事業者に対してだが、個別具体的なことをピンポイントで質問しているつもりはないのだが、答弁では、今のところ補償が払える見込みが対象外だというような話であったが、どういうレベルで対象を越えられないのか。例えば、売上げの何%しか落ちていないから駄目など、どのような部分で現在10件から20件の相談をいただきながらも対象となっていないのか。

#### **下水道局副参事**

答弁が少し不足をしていたが、現在補償をしないとまでは言い切っていない。相談に乗っているが、補償するというところまでの段階になっていないという意味であり、実際個々にその状況を把握させていただきながら、一つ一つ判断をさせていただきたい。

#### **委員長**

個別に対応するということでよいか。

#### **下水道局副参事**

一つ一つ個別に対応させていただきたい。

**中川委員**

補償をしようと思って10件から20件の中で、可能だと思われるものがあるのか。

**下水道局副参事**

今回200メートルの外の事業者から相談があれば個別に対応しているところであり、一つ一つの個別の内容について詳細は申し上げられない。補償ができる、できないということについても申し上げないので、個別に対応させていただければと思っている。

**下水道局長**

しっかり個別に対応させていただく。詳細については申し上げられないが、対応についても、丁寧にできるだけ速やかに対応させていただきたい。

---

**【付託議案に対する討論】**

なし

---

**【第106号議案に対する附帯決議を求めることについての説明】****細田委員**

朗読を持って提案とする。第106号議案「令和7年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」について、以下の適正な対応を求めるものである。八潮市道路陥没事故については、県道で発生した社会資本事故であるため、被害を受けた住民、事業者等に対して、継続して状況を幅広く聴き取り、必要な事業を実施すること、以上である。先ほど議論があった補償に対して、今回の議案のみで全て終結するというわけではないということを、周辺住民の皆様に御理解いただきたいという旨である。

---

**【附帯決議に対する質疑】**

なし

---

**【附帯決議に対する討論】**

なし

---